

独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時 における組織・業務全般の見直しについて

平成22年12月24日

農 林 水 産 省

勸告の方向性を踏まえて、独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うこととする。

第1 事務及び事業の見直し

1 森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化等

(1) 森林・林業分野の試験及び研究業務の重点化

森林総合研究所の森林・林業分野の試験及び研究業務については、森林・林業政策上の優先事項を踏まえて、社会ニーズの把握や成果の社会還元を重視しつつ、研究課題の重点化を図り、これを次期中期目標に反映させる。

重点化に当たっては、公立林業試験場等との役割分担を踏まえ、独立行政法人が真に担うべき業務に限定し、森林総合研究所としての独自性を発揮する。

(2) 「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究の廃止

研究課題の重点化を踏まえ、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」の研究については、平成22年度限りで廃止する。

(3) 地球温暖化対策の研究課題の役割分担

森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。

2 水源林造成事業

水源林造成事業に係る経費については、その財源の一部が借入金で賄われていることを踏まえ、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積もるなど、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。

3 特定中山間保全整備事業等

特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。

農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。

4 林木原種（種苗）の配布収入の拡大

都道府県に配布をしている少量多品種の林木の原種（種苗）の配布価格については、現在、林業用種苗の市場価格と同程度の価格設定としているところであるが、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、生産コストの検証も行った上で価格の設定を行い、林木原種の配布収入の拡大を図る。

5 特許収入の拡大

特許の権利維持に当たっては、特許収入につながる可能性の判断を厳格にする等により、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。

第2 組織等の見直し

1 試験林の設置の見直し

次期中期目標における研究課題の変更等に併せて、引き続き試験林の設置の見直しを行う。

2 森林農地整備センターの地方事務所等の見直し

森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行う。

森林農地整備センター本部及び関東整備局については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林総合研究所本所との統合を含め、移転・共用化を検討し、実施する。

水源林整備事務所については、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、森林総合研究所支所等の施設との共用化を検討する。

3 水源林造成事業の実施主体

水源林造成事業の将来の実施主体の検討を早急に進め、結論を得る。

第3 保有資産の見直し

1 実験林の見直し

連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、次期中期目標期間中において、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。

2 奈良水源林整備事務所の見直し

奈良水源林整備事務所（奈良市）については、上記第2による見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。

3 職員宿舎の見直し

職員宿舎8号（杉並区）、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置又は売却を行い、その他の職員宿舎については、事業の縮小に伴う人員の状況に応じ、必要性の乏しいものについて、順次、国への返納措置又は売却を行う。

4 いずみ倉庫

いずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行う。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、次期中期目標における一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、現行中期目標期間における効率化実績と同程度以上の努力を行うとの観点から具体的に設定する。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化

を推進し、業務運営の効率化を図る。

この場合において、研究・開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討する。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。

(2) 特許権については、上記第1に掲げるもののほか、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図る。

5 内部統制の充実・強化

「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努める。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。